

露店等の届出フロー

催しにおける露店等の開設であるか？

いいえ

はい

告示で指定する区域における催しでの露店等の開設であるか？

はい

いいえ

露店等（対象火気器具等を使用するものと使用しないものとの合計数）の開設数は100店舗を超えるか？

いいえ

対象火気器具等（液体、気体、固体燃料及び電気を熱源とする器具）を使用する露店等が開設されるか？

はい

はい

いいえ

- ・消防局長が指定催しとして指定後、主催者は催しの開催の14日前までに、管轄の消防署に火災予防上必要な業務に関する計画を提出
- ・露店等の開設届の届出の必要なし。
- ・対象火気器具等には消火器の設置が必要です。（電気を熱源とするホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等は推奨。）

- ・管轄の消防署に露店等の開設届出書を開設する3日前までに届出（届出の主体は、露店等を開設する者又は開設する露店等が複数である場合の主たる開設者・代表者）
- ・対象火気器具等には消火器の設置が必要です。（電気を熱源とするホットプレート、IH調理器、電子レンジ、電気乾燥機や電気温水器等は推奨。）

火災予防条例の規定に該当しないため届出等の必要なし。